

組合立千葉美容専門学校 卒業の認定に関する学則

千葉美容専門学校学則

第 6 章 課程修了の認定、卒業

第 14 条 課程修了の認定は、試験の成績及び卒業資格認定のための課題作業並びに出席の状況等により行う。

第 15 条 卒業の認定を受けた者に卒業証書を授与する。

千葉美容専門学校施行細則

第 8 章 進級試験及び卒業の認定

第 23 条 校長は、次の各号すべてに該当する学生に進級の認定、または課程の終了者として卒業の認定を行なう。

- (1) 学科及び実習のすべてを合格した学生。
- (2) 規定の学業単位を修得した学生。
- (3) 学業費用を完納した学生。

2 前号の(1),(2)に該当しない学生は指定の補講を受ける場合、進級または卒業の機会を与える